

高等職業訓練促進給付金等

問い合わせ先：こども支援課 TEL048-736-1135

母子家庭の母または父子家庭の父が就業に結びつきやすい対象資格（看護師や介護福祉士など）を取得するため1年以上（雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座の場合6か月以上）養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のために高等職業訓練促進給付金を、また修業終了時に高等職業訓練修了支援給付金を支給します（1回限り）。

●対象：次の全ての条件を満たす方

- ・市内に住所を有し、20歳未満の児童を養育している母子家庭の母または父子家庭の父
- ・児童扶養手当の支給を受けているか、または、同等の所得水準にある方

※扶養義務者の所得制限額超過や、遺族、障害年金等の受給を理由に児童扶養手当の支給が受けられない場合も、本人の所得によっては、給付金の支給要件に該当する場合があります。

- ・対象の資格を取得するため、養成機関において6か月以上修業し対象の資格取得が見込まれる方
- ・対象の資格を取得するための修業と就労または育児の両立が困難と認められる方
- ・現在、求職者支援制度における職業訓練給付金など、高等職業訓練促進給付金等と趣旨を同じくする給付を受けていない方
- ・過去に高等職業訓練促進給付金等を受けていない方

●対象となる資格：

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、シスコシステムズ認定資格、LPⅠ認定資格等

●支給額：

	市民税非課税世帯	市民税課税世帯
高等職業訓練促進給付金	月額 100,000円	月額 70,500円
修業期間の最後の12か月	月額 140,000円	月額 110,500円
高等職業訓練修了支援給付金	50,000円	25,000円

※支給額は、申請者及び同居の家族全員の市民税課税状況によって決定します。

●手続き：養成機関で入学が確定しましたら、事前相談をしてください。

給付金の支給を受けるには、養成機関での修業を開始した日以後に、必要書類をそろえて支給申請をしてください。

《埼玉県社会福祉協議会のひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業》

高等職業訓練促進給付金受給者を対象とした貸付です。

- 支給額：入学準備金 500,000円以内・就職準備金 200,000円以内
- 養成機関を修了し、資格取得した日から1年以内に、その資格を活かして埼玉県内で就職し、5年間従事した場合、返還が全額免除されます。

※詳しくは、埼玉県社会福祉協議会 (TEL048-824-3370) へお問い合わせください。